

## 「帯広市児童保育施設」指定管理者の指定結果

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり本市の公の施設に係る指定管理者に指定します。

### 1 公の施設の名称及び位置

名称	位置
東児童保育センター	帯広市依田町 1 番地 1
柏児童保育センター	帯広市東 7 条南 9 丁目 1 番地
柏児童保育センター分室	帯広市東 8 条南 8 丁目 10 番地 1
光南児童保育センター	帯広市東 7 条南 21 丁目 1 番地 18
光南児童保育センター分室	帯広市東 4 条南 21 丁目 1 番地 2
青葉児童保育センター	帯広市西 3 条南 24 丁目 2 番地 1
青葉児童保育センター分室	帯広市西 6 条南 22 丁目 1 番地 13

### 2 指定管理者

帯広市東 9 条南 19 丁目 1 番地 1  
社会福祉法人 弥生福社会  
理事長 藤川 治

### 3 指定期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで